

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引について

山田 純平

1. 問題の所在

2021 年 1 月に公表された実務対応報告第 41 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」（以下、「実務対応報告第 41 号」または ASBJ [2021] と呼ぶ）は、2019 年 12 月に成立した「会社法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」と呼ぶ）を受けて公表されたものである。改正後の会社法第 202 条の 2 では、上場されている株式を発行している株式会社は、取締役等¹の報酬等²として株式の発行等³をする場合には、金銭の払込み等⁴を要しないとしている。

従来の会社法では、取締役の報酬として株式を交付する場合、金銭を取締役の報酬としたうえで、取締役に報酬請求権を現物出資させるという方法

（この方法は「現物出資構成」と呼ばれてきた）をとっていた。しかし、このような方法は技巧的であり、その場合の資本金等の取り扱いが明確ではないという指摘がなされてきた。そこで、改正法では、上場会社が取締役の報酬として株式の発行を行う場合に、金銭の払込みを要しないこととされた（ASBJ [2021] 第 25 項）。

その一方で、新株の発行により増加する資本の額は、原則として、払込みまたは給付した財産の額を基礎として算定される（会社法第 445 条第 1 項から第 3 項）。この規定を取締役の報酬として株式の発行をする取引に適用しても、会計処理や開示は明らかにはならない。そこで、企業会計基準委員会が、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行を踏まえて、会計処理や開示の問題に対応し、実務対応報告第 41 号を公表することに至っ

¹ 「取締役等」とは、会社法第 326 条に規定される取締役及び第 402 条に規定される執行役をいう（ASBJ [2021] 第 4 項(2)）。以下、「取締役」とする。

² 「報酬等」とは、会社法第 361 条に規定される報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益をいう（ASBJ [2021] 第 4 項(3)）。以下、「報酬」とする。

³ 「株式の発行等」とは、自社の新株の発行または自己株式の処分をいう（ASBJ [2021] 第 4 項(5)）。以下、「株式の発行」とする。

⁴ 「金銭の払込み等」とは、会社法第 199 条に規定される募集株式と引き換えにする金銭の払込みまたは財産の給付をいう（ASBJ [2021] 第 4 項(4)）。以下、「金銭の払込み」とする。

た（ASBJ [2021] 第 25 項）。

本稿では、実務対応報告第 41 号の概要をみたうえで、この実務対応報告が提起する資本金会計上の問題点について考察を試みたい。とりわけ問題となるのは、取締役による労働サービスを裏付けとした株式の発行である。従来、こうした株式の発行は労務出資にあたりとみなされ、認められてこなかった。今回の改正法では、この点についてどのような議論があったか、さらに労務出資を事実上認めることにより、資本と利益の計算にどのような影響があるかについて検討する。また、上述のように、実務対応報告第 41 号は、会社法の改正を受けて設定されたため、法との調整が必要とされる場面が出ている。そのため、資本金会計上でいくつかの問題点が残されていることから、本稿ではこうした問題点についても取り上げたい。

2. 実務対応報告第 41 号の概要

実務対応報告第 41 号では、取締役の報酬として株式を無償交付する取引は、事前交付型と事後交付型に分けられている。事前交付型とは、取締役の報酬として株式を無償交付する取引のうち、対象勤務期間の開始後速やかに、契約上の譲渡制

限が付された株式の発行等が行われる取引である（ASBJ [2021] 第 4 項(7)）。要するに、勤務開始直後に譲渡制限付きの株式を交付するのが事前交付型である。

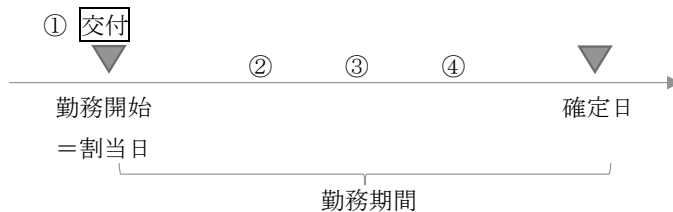
それに対して、事後交付型とは、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、契約上、株式の発行等について権利確定条件が付されており、権利確定条件が達成された場合に株式の発行等が行われる取引である（ASBJ [2021] 第 4 項(8)）。事後交付型では、権利確定条件が達成された後に株式が交付される。以下本稿でも、事前交付型と事後交付型に分けて会計処理を検討していく。

2-1. 事前交付型の会計処理

事前交付型とは、勤務開始直後に譲渡制限付株式を交付する取引であった。まずは、事前交付型で新株を発行する取引とその会計処理について取り上げることにしよう（図表 1 を参照）。

勤務開始直後に株式を交付しているが（図表 1 の①）、この時点では財産等の増加は生じていないため、払込資本は増加させない（ASBJ [2021] 第 41 項）。取締役からのサービスの提供に応じて費用を計上し（図表 1 の②；ASBJ [2021] 第 5 項・第 39 項）、その費用の相手勘定として、資本金ま

図表 1 事前交付型の取引とその会計処理（新株発行の場合）



- ① 新株発行時： 仕訳なし
- ② 報酬費用の計上： 報酬費用×××／資本金×××
- ③ 没収による自己株式の無償取得： 仕訳なし
- ④ 報酬費用の戻入れ： その他資本剰余金×××／報酬費用×××

たは資本準備金を計上する（ASBJ〔2021〕第9項）。この時点で払込資本（資本金または資本準備金）を増加させるのは、交付された株式は譲渡が制限されているものの、割当日において株主となっており、配当請求権や議決権等の権利を有するからである（ASBJ〔2021〕第40項）。

権利確定条件の不達成により失効した場合（図表1の③：「没収」と呼んでいる）には、企業は無償で株式を取得する。この場合は、自己株式の無償取得と同じと考えて、会計処理は行わないで自己株式の数のみの増加としている（ASBJ〔2021〕第11項、第43項）。

失効等が生じて、過年度に計上した費用を戻し入れる場合（図表1の④）には、対応する金額をその他資本剰余金から減額する（ASBJ〔2021〕第9項、第42項）。ここで、資本金または資本準備金を減額するのではなく、その他資本剰余金を減額している点に注意が必要である。上述したように、報酬費用の計上時には、費用の相手勘定として資本金または資本準備金を増加させている。しかしながら、後の期にその処理を取り消す場合には、資本金または資本準備金ではなく、その他資本剰余金を減額している。資本金または資本準備金を減額しないのは、その取崩しには債権者保護手続きが必要であるからとされている（法制審議会第14回部会資料23）。

次に、事前交付型で自己株式を処分する取引の処理をみてみよう（図表2）。

新株の発行と自己株式の処分は同じであるから、基本的には両者は同じ処理となるはずである。

しかし、自己株式を処分した場合、割当日に自己株式の帳簿価額を減額するとともに、同額のその他資本剰余金を減額している（図表2の①；ASBJ〔2021〕第12項）。割当日に自己株式を減額させているのは、次の理由による。自己株式の処分の効力が生じるのは割当日であること、それにもかかわらず権利が確定するまで自己株式を計上し続けるのは事実合わないこと、権利が確定したときに自己株式を減額させると分配可能額が増加する効果があったとみなされてしまうことといった理由があげられている（ASBJ〔2021〕第46項）。自己株式の処分後に、取締役から提供されるサービスに応じて、報酬費用が計上され、同額のその他資本剰余金が計上される（図表2の②；ASBJ〔2021〕第13項）。

自己株式を処分した後に、没収が生じた場合、無償取得した部分に相当する金額の自己株式を増額し、同額のその他資本剰余金を増額することとしている（図表2の③；ASBJ〔2021〕第14項）。このような処理をしているのは、新株の発行と同様に、自己株式の数のみの増加したとすると、割当日に減額したその他資本剰余金が減額されたままになってしまうからである（ASBJ〔2021〕第47項）。この場合の没収の処理は、新株を発行した場合の処理とは異なっている。

過年度に計上した費用を戻入る場合の処理は、新株発行の場合と同じである（図表2の④）。

2-2. 事後交付型の会計処理

続いて事後交付型の処理を取り上げたい。事後

図表2 事前交付型の会計処理（自己株式処分の場合）

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① | 自己株式の処分：その他資本剰余金×××／自己株式××× |
| ② | 報酬費用の計上：報酬費用×××／その他資本剰余金××× |
| ③ | 没収による自己株式の無償取得：自己株式×××／その他資本剰余金××× |
| ④ | 報酬費用の戻入れ：その他資本剰余金×××／報酬費用××× |

交付型とは、権利確定条件が達成された場合に株式を発行するタイプの取引であった。事後交付型の取引とその会計処理を示すと、以下の図表 3 のようになる。

対象勤務期間後に株式の発行等を行うという意味では、ストック・オプションと同様の性格を持つといえる（ASBJ [2021] 第 49 項）。したがって、ストック・オプションを新株予約権とするのと同様に、事後交付型の取引も「株式引受権」として純資産の部の株主資本以外の項目として計上することとされた（図表 3 の①；ASBJ [2021] 第 15 項から第 17 項）。「株式引受権」という勘定が新たに設定されただけで、事後交付型の会計処理は、ストック・オプションの場合とほぼ同じである。

3. 実務対応報告第 41 号と資本会計

ここまでの実務対応報告第 41 号の概要を踏まえて、取締役の報酬として株式を無償交付する取引に、どのような資本会計上の論点があるかを検討してみることにしたい。

3-1. 労務出資と資本会計

まず、取締役の報酬として株式を無償交付する取引が労務出資にあたるかどうかの問題となる。2 でみたように、改正法が施行される前では、取

締役に報酬として株式を無償交付する取引は、現物出資構成をとっていた。それに対して改正法では、上場会社に限り、取締役の報酬として新株の発行をするときは、金銭の払込を要しないとしている。

そのため、このような改正は、実質的には将来取締役が提供する役務を対価として株式を発行しているようにみえる。したがって、この改正が株式会社で労務出資が禁止されていると解されていることに抵触しないかが問題となる（法制審議会会社法制部会第 12 回会議における尾崎発言を参照）。

ここで労務出資とは「引受人が将来に会社に労務を……提供することを約する事により出資をなすもの」と定義されている（久保田 [2019], 59 頁）。本稿で取り上げている取引は、将来の労働用役を対象として株式を渡すことになるため労務出資ということになる。

日本の会社法では、株式会社への労務出資が禁止されていると解されている（久保田 [2019], 前田 [2020]）。その理由は、将来の労務は、会社債権者にとって引当財産にならないからとされている（久保田 [2019]）。

それでは、なぜ改正法において取締役に報酬として株式を無償交付する取引が認められたのであろうか。改正法より前から、労務出資の禁止を緩

図表 3 事後交付型の取引とその会計処理



- ① 報酬費用の計上：報酬費用×××／株式引受権×××
- ② 報酬費用の戻入れ：株式引受権×××／報酬費用×××
- ③ 新株の発行：株式引受権×××／資本金×××

和し、他の手段で会社債権者の利害を守ろうとする議論がなされてきた。たとえば、江頭 [2011] によれば、労務は会社債権者に対する引当財産となりえないとしつつも、ストック・オプション取引では、資本の部の増加に応じて生じるのは、費用の発生であって、資産の部は増加するわけではない。したがって、資産の過大計上と資本の部の増加が生じた場合とは異なり、会社債権者に対する引当財産が減少する形で会社債権者の利益が害されることはないとしている (275 頁)。また、株式会社の場合、計算書類が開示されているので、資本の額の大小自体が会社債権者の利害にさほど重要な役割を果たしているとは思えないとも述べている (276 頁)⁵。

本稿で検討している取引についても、貸借対照表上の資本金または資本準備金の額の増加に応じて生ずるのは、費用の発生であって、資産の額が増加することはない。また対象となる会社は、計算書類を開示している。したがって、会社債権者が誤導される危険はないから労務出資の禁止に抵触しないということになるのであろう (法制審議会会社法部会第 3 回会議における田中発言を参照)。

以上のように、本稿で取り上げている株式の無償交付は、資産の過大計上のおそれがなく、会社債権者の利害が他の手段で守られているという理由から認められていることがわかる。このように労務出資の禁止を緩和化する動向の背景には、海外の会社法のなかには、資本制度が形骸化し、労務出資を消極的に認めている場合もあることが関係しているのかもしれない (片木 [2005] を参照)。つまり、財産の裏付けがない資本が計上されたと

しても、他の手段で債権者の利害が害されないのであればよいとする考えがあるように思われる。

それとともに、資本の額に見合う金額の財産が拠出されなければならないという資本充実原則の意味も変わってきている。久保田 [2019] によれば、「資本充実原則とは、伝統的には……資本金の額に相当する財産が現実に会社に拠出されなければならないという要請」であったが、「現行法の下では、資本金額に見合う会社財産を確保するというのではなく、むしろ出資額に応じて資本金の額が決定されるというように発想の転換が行われている」(53 頁)。また、そもそも資本充実の原則は、会社債権者の保護には役立たないとする見解も出ている。そこでは、現物出資を過大計上したとしても、配当拘束のかかる計数の増加が実財産の増加よりも大きくなるので、会社債権者を害することにはならないとしている (藤田 [1997])。このように、資本充実原則の意味も会社法研究者のなかではさまざまに理解されていることがわかる。各国の会社法でも資本充実原則の意味が異なって解釈されることにより、会計基準における資本と利益の計算が国ごとに影響を受けてくる可能性はあると考えられる。

3-2. 資本の増加額について

通常の新株発行の場合、払込みまたは給付をした財産の額を基礎として資本金及び資本準備金の額は算定される (会社法第 445 条第 1 項から第 3 項)。しかし、上述したように、取締役に報酬として株式を無償交付する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って (ASBJ [2021] 第 25 項)、取締役から提供されたサービ

⁵ 資本の相手勘定が、資産ではなく費用であれば、なぜ会社債権者の利益が害されないのか、計算書類が開示されていれば資本の金額が会社債権者の利害に影響を及ぼさないのか、やや疑問が残る。資本の金額をみれば、会社が持っている正味の資産の金額もわかるという意識が薄れつつあるのかもしれない。

スに応じて費用処理し、その費用額に基づき資本金または資本準備金の額としている。ここでは、交付する株式とその対価である取締役等が提供するサービスが等価で交換されているという前提に立っているので（第 30 項）、株式の公正な評価額から当期に発生したと認められる額が費用計上額とされる（第 6 項）。つまり、交付した株式の公正な評価額に基づいて資本の額が決定されるということになる。

取締役からのサービス提供の有無という違いはあるものの、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引と類似しているのが、株式分割と株式配当である。株式分割と株式配当はともに、財産などの払込みはないため、会社法第 445 条第 1 項等に従って、資本の増加額はゼロになる。他方で、取締役の報酬として株式を無償交付する取引のように、取締役によるサービスの提供があると、交付した株式の公正な評価額に基づいて資本の増加額が算定される。したがって、株式分割や株式配当のような株式の無償交付と報酬としての株式の無償交付との間で、会計処理は大きく変わってくる。両者の区別が難しい場合には、会計処理が全く変わってくるので注意が必要であろう⁶。

同様に、取締役に報酬として株式を無償交付する取引と有利発行との区別も問題となる。改正法になる前に出された会社法制の見直しに関する要綱では、取締役に報酬として株式を無償交付する取引は、有利発行規制の適用があることを前提としていたが、改正法では有利発行規制の適用はないものとして整理されている（高木・辰巳 [2020]）。したがって、取締役の報酬として株式を無償交付する取引を有利発行とみることもできる。実際に、

取締役に報酬等として無償交付した場合と低額交付した場合の区別が難しく、有利発行規制の適用や費用計上の可否に違いがあるため問題とされている（中村 [2021]）。取締役に報酬として株式を無償交付する取引であると同時に、有利発行ともいえる取引である場合には、両者の処理が異なってくるため、難しい問題となるであろう。

3-3. 資本の内訳項目

ここまで労務出資が許容されるか、資本の増加額がどのように測定されるかといった問題を検討してきた。ここでは、資本の増加額は所与としたうえで、そのなかの内訳をどのように表示するかについて検討する。

3-3-1. 事前交付型と事後交付型

事前交付型と事後交付型では、取締役からのサービス提供の都度、費用が計上され、それとの見合いで貸方項目が計上される点は同じである。ただし貸方項目の内容は両者で異なり、事前交付型では資本金または資本準備金が計上されるのに対して、事後交付型では株式引受権が計上される。そのため、報酬費用の戻入れが生じた場合に、両者は異なる結果となる。すなわち、前者の事前交付型では、報酬費用の戻入れ時にその他資本剰余金を減少させるのに対して、後者の事後交付型では、株式引受権を減少させている（図表 1 の④と図表 3 の②）。事前交付型では、報酬費用の計上時に資本金または資本準備金を増やすのに対して、報酬費用の戻入れ時にはその他資本剰余金を減らしていることが原因といえる。

そこで事前交付型でも、事後交付型と同じよう

⁶ さらに、株式報酬の公正価値には、将来の株価変動も含んだ期待が入るので、その期待が利益計算や資本の金額に含まれることを意味するので、事後的な数値を基本とする決算書の数値とは異なる性格を持っている。

に、株式引受権にすべきという見解もある（秋葉 [2020]）⁷。そうすれば、事前交付型でも報酬費用の戻入れ時に株式引受権を減らすことになる。しかし、実務対応報告第 41 号において、事前交付型では、付与日（割当日）に配当請求権や議決権等の株主としての権利を有する株式を発行することになるから、払込資本の増加としなければならないとしている（法制審議会第 14 回部会資料 23）。これは、法律で決められた処理である（会社計算規則第 42 条の 2 第 1 項から第 2 項）。さらに会計上の資本金の額は、法律における資本金の額と合わせるとされていることから（第 42 項）、会計基準設定主体があえて、この処理に反する処理を提案しなかったのであろう。したがって、実務対応報告第 41 号は法律との調整を図ったと考えられる。

3-3-2. 新株発行と自己株式処分

事前交付型には新株発行による場合と自己株式処分による場合があり、それぞれ異なる会計処理が示されている。具体的には、事前交付型では、新株を発行したときには、何も処理をしなかったのに対して、自己株式を処分したときには、自己株式を減額して、その他資本剰余金を減額していた。また、発行した新株を没収したときには、自己株式数のみの増加として会計処理しないのに対して、処分した自己株式を没収したときには、自己株式とその他資本剰余金を増やしている。（図表 1 と図表 2 を参照）

なぜ新株発行による場合と自己株式の処分による場合とで異なる結果になってしまったかという点、自己株式を処分する場合に、最初の割当日に

自己株式を減らす処理を行っているからである。そのため、没収が生じた場合に、先の自己株式を増やす処理が必要になる。割当日に自己株式を減らすのは、法律上その効力が割当日になくなっていくからであり、ここでも実務対応報告第 41 号が法律との調整を図ったと考えられる。

4. おわりに

本稿では、実務対応報告第 41 号を題材として、取締役の報酬として株式を無償交付する取引が提起する資本会計上の問題点について検討した。実務対応報告第 41 号は、取締役の報酬として株式を無償交付する取引を明文化した会社法の改正を受けて、公表されたものである。従来の会社法では、こうした取引は労務出資の禁止に抵触すると考えられてきたが、このような取引は、資産を過大計上するおそれのある労務出資とは異なり、他の手段によって会社債権者の利害は守られているため、認められるようになった。今後は、労務出資を禁止することの意義や資本充足の原則の意味などが改めて問われてくることになるであろう。

諸外国の会社法では、伝統的な資本制度を堅持している場合もあれば、それを廃止している場合もある。このように、会社法のなかでも資本制度は、それぞれ対応の仕方が国ごとに異なっている。労務出資や資本充実の原則についても、各国で対応が異なる。このような違いが、各国の会計基準における資本と利益の関係に影響を及ぼす可能性はあるので、今後の検討課題としたい。

引用文献

秋葉賢一 [2020] 「株式報酬における権利不確定の失

⁷ 山下 [2021] では、資本金または資本準備金ではなく、「譲渡制限条件解除前株式」という勘定で処理することを提案している。

効等—実務対応報告公開草案第 60 号②—』『経営財務』第 3479 号。

江頭憲治郎 [2011] 「ストック・オプションの費用計上と商法」（『会社法の基本問題』有斐閣所収）。

片木晴彦 [2005] 「資本制度の国際比較」『企業会計』第 57 巻第 9 号。

企業会計基準委員会（ASBJ）[2021] 『実務対応報告第 41 号 取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い』。

久保田安彦 [2019] 「資本充実規制の再検討」『商事法務』第 2207 号。

高木弘明・辰巳郁 [2020] 「取締役の報酬等に関する改正」『商事法務』第 2232 号。

中村慎二 [2021] 「金融商品取引法における発行価額に関する考察—取締役等に対する株式の無償交付を題材として—」『商事法務』第 2264 号。

藤田友敬 [1997] 「会社法と債権者保護」（『商法会計にかかるとの問題』企業財務制度研究会所収）。

前田雅弘 [2020] 「取締役の報酬規制」『ジュリスト』第 1542 号。

山下克之 [2021] 「実務対応報告第 41 号」現代資本会計研究会（2021 年 5 月 8 日）資料。